



# こういきれんごう

H24.10  
臨時号

久慈広域連合

## 東日本大震災に伴う介護保険サービス利用料減免制度の期間延長のお知らせ

東日本大震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険サービス利用者負担額について、次のとおり減免の期間を延長します。

### 【減免の期間等について】

区分	変更前	変更後
減免の期間	平成23年3月1日から平成24年9月30日までの間のサービス利用分	平成23年3月1日から平成25年3月31日までの間のサービス利用分
申請の期限	平成24年11月30日	平成25年3月31日

### 【減免申請について】

下記（対象となる方）をご覧のうえ、該当する方は申請をしてください。

（申請に必要なもの）

- ・介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・被災の状況等を示す添付書類（り災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類）
- ・印鑑

### 【対象となる方】

東日本大震災による被害を受けたことにより、

- ・本人または主たる生計維持者が居住する住宅に「半壊」以上の損害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・主たる生計維持者が長期入院したことにより著しく収入が減少した方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

減免についての詳しいことは、  
久慈広域連合介護保険課にお問い合わせください。  
電話 (0194-61-3355)